

## 発達障害の特別支援教育に係る単位修得費用補助事業の実施要綱

令和4年6月22日

4教人選第233号

### (目的)

第1条 この要綱は、教員が勤務時間外において職務と密接な関連を有する免許法認定通信教育を受講することを支援するために必要な事項を定めることにより、教員の特別支援教育に関する専門性向上を図り、もって都公立学校の特別支援教育の質的向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許法認定通信教育 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第45条に規定する免許法認定通信教育をいう。
- (2) 大学 免許法認定通信教育を開設している大学又は通信教育課程において特別支援学校教諭二種免許状の認定課程を有する大学をいう。
- (3) 教員 主幹教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭並びに東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年教育委員会規則第8号）第10条の3及び各区市町村教育委員会が定める区市町村立学校の管理運営規則に規定する主任教諭、主任養護教諭及び主任栄養教諭（他の道府県においてこれに相当する職を含む。）をいう。
- (4) 対象講座 教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）別表第7に規定する単位を修得できる大学の講座のうち、本要綱による受講費用補助の対象として募集を決定したものをいう。
- (5) 第三欄の単位 免許法第6条別表第7に規定する単位のうち、教育職員免許法施行規則第18条及び第7条別表の第三欄に規定する、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

### (希望者の募集)

第3条 東京都教育委員会は、受講費用の補助を希望する教員を毎年度募集するものとする。

- 2 前項の規定による募集に応じることのできる者は、東京都教育委員会の任命に係る者のうち、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。ただし、東京都教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は高等学校の教員であること。
  - (2) 第三欄の単位（重複・LD等を中心とする領域とする。）を修得していない者であること。
  - (3) 補助を受けた後、引き続き1年以上教員として勤務する意思を有する者であること。
  - (4) 対象講座の受講及びそれに付随する自己啓発（職員が勤務時間外において行う能力開発）が職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。
  - (5) 同一期間において免許法認定通信教育の受講費用補助に係る実施要綱（平成27年5月20日付27教人選第157号）に基づく受講費用補助事業に申込みをしていない者であること。また、同要綱第5条に基づき、同事業による補助対象者として決定した者でないこと（決定取消をされた場合を除く。）。
- 3 第1項の規定による募集に応じて受講を希望する教員（以下「希望教員」という。）は、本要綱の定めるところにより、免許法認定通信教育に係る受講費用補助申込書（別記様式第1号）その他東京都教育委員会が別に定める書類を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は校長及び区市町村教育委員会を経由して東京都教育委員会に提出するものとする。

（校長の承認）

- 第4条 希望教員は、前条第3項の規定による申込みに当たり、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。
- 2 校長は、希望教員が前条第2項に規定する要件全てに該当すると認めるときは、申込みを承認するものとする。

（対象者の決定）

- 第5条 東京都教育委員会は、第3条第3項の規定による申込みを受けたときは、当該希望教員を受講費用補助の対象者とするものの可否について検討し、予算の範囲内で補助対象者を決定する。
- 2 前項の決定に当たり、対象講座にかかる受講費用が不明確なときは東京都教育委員会は希望教員に資料の提供を求めることとし、当該費用について希望教員から明示されない場合、当該明示されていない受講費用は補助しない。
- 3 受講費用補助の可否は、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して当該希望教員に通知するものとする。

（対象者の責務）

- 第6条 前条の規定による決定を受けた教員（以下「対象者」という。）は、対象講座の受講及びそれに付随する自己啓発が職務の遂行に支障を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 対象者は、自らの責任により対象講座の受講の申込みを行い、大学の定めるところにより入学料及び授業料等を支払わなければならない。
- 3 対象者は、対象講座の単位修得後、受講の成果を最大限に特別支援教育へ還元するよう努めるとともに、受講の目的を自覚して、免許状取得のため引き続き必要単位の修得など自己啓発に努めなければならない。

(対象者決定の取消し)

第7条 東京都教育委員会は、対象者が次のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 補助対象となる科目の単位を修得するまでに、第3条第2項に定める募集要件に該当しなくなった場合
  - (2) 離職した場合
  - (3) 次条の規定による届出をした場合
  - (4) 受講により職務の遂行に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると東京都教育委員会が認める場合
  - (5) 前4号のほか、この要綱の規定に違反した場合であって東京都教育委員会が必要と認める場合
- 2 東京都教育委員会は、前項の規定による取消しを決定したときは、原則として都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(受講の中止等の届出)

第8条 対象者は、受講を中止するとき、又は決定した受講期間内に対象講座を修了することができないことが明らかになったときは、速やかに、受講中止等届出書(別記様式第2号)を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は校長及び区市町村教育委員会を経由して東京都教育委員会に提出しなければならない。

(補助の内容及び方法)

第9条 東京都知事(以下「知事」という。)は、対象者が、決定した受講期間内に対象講座を修了し、第三欄の単位(重複・LD等を中心となる領域とする。)を修得した場合には、東京都教育委員会が別に定める金額を上限として、同期間開始に当たり対象者が大学へ納入した入学料及び対象講座の授業料に相当する額を補助金として交付するものとする。ただし、「知的障害の特別支援教育に係る単位修得費用補助事業の実施要綱」(令和4年6月22日付4教人選第232号)に基づき、同一期間において入学料の補助を受ける場合、本事業による入学料の補助は行わない。

(補助金の交付決定及び交付)

第10条 対象者は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、東京都教育委員会が別に定める期日までに補助金交付申請書(別記様式第3号)その他東京都教育委員会が別に定める書類を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は校長及び区市町村教育委員会を経由して提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、その交付を決定し、当該対象者に補助金を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して、その旨を当該対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 知事は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱の規定に違反した場合であって必要と認めるときは、前条第2項の規定による決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、東京都教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

### 発達障害の特別支援教育に係る単位修得費用補助事業申込書

東京都教育委員会 殿

発達障害の特別支援教育に係る単位修得費用補助事業の実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項（1）から（5）までの要件すべてに該当することを宣誓し、同要綱第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。補助を受けるに当たっては、同要綱の規定を遵守します。

第3条第2項（1）から（5）までの要件

- （1）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は高等学校の教員であること。
- （2）第三欄の単位（重複・LD等を中心となる領域とする。）を修得していない者であること。
- （3）補助を受けた後、引き続き1年以上教員として勤務する意思を有する者であること。
- （4）対象講座の受講及びそれに付随する自己啓発（職員が勤務時間外において行う能力開発）が職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- （5）同一期間において免許法認定通信教育の受講費用補助に係る実施要綱（平成27年5月20日付27教人選第157号）に基づく受講費用補助事業に申込みをしていない者であること。また、同要綱第5条に基づき、同事業による補助対象者として決定した者でないこと（決定取消をされた場合を除く。）。

年 月 日

フリガナ  
氏 名

記

所 属		職名	
生年月日	年 月 日	職員番号	
担任する学級 (○をつける)	特別支援学級 (固定学級)	特別支援教室 (通級指導学級)	通常学級
対象講座	第3欄 免許状に定められることとなる領域以外に関する科目 (中心となる領域：重複・LD等)		
教育機関	入学料※1	円	
	授業料※1	円	
目的	特別支援教育に係る専門性を高めることで、より一層適切な指導及び必要な支援を行うため。		
成果の活用方法	特に職務（将来的に携わりたいものを含む。）への活用方法について、具体的に記入すること。		
校長の承認※2	申込者が要綱第3条第2項に該当するものと認め、要綱第4条第2項の規定に基づき、申込みを承認する。 校長（氏名）		

※1 （一財）東京都人材支援事業団のワーク・ライフ支援事業の資格取得等支援等、他の補助制度の利用と併せて本補助を受けることは禁止する。また入学料及び授業料の補助金額は、東京都教育委員会が定める金額を上限とし、受講決定した期間に発生したものについてのみ補助する。

※2 校長は、上記職員が要綱第3条第2項各号に定める要件全てに該当すると認められる場合、氏名を記入すること。

様式第2号（第8条関係）

受講中止等届出書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

所属  
承認番号  
職・氏名

発達障害の特別支援教育に係る単位修得費用補助事業の実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

対象講座	第3欄	対象者決定 年月日	年 月 日
教育機関			
理由	※中止等の理由を記入すること。		
備考	※講座受講の所感や今後の自己啓発の予定、その他要望等あれば記入すること。		

補助金交付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所 属  
承認番号  
職・氏名  
職員番号  
住所（自宅）

発達障害の特別支援教育に係る単位修得費用補助事業の実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 : 円  
(入学料 : 円、授業料 : 円)

2 対象講座

第3欄 免許状に定められることとなる領域以外に関する科目

入学年度・学期 : 令和 年度第 学期

教育機関 :

3 添付書類

- (1) 学力に関する証明書
- (2) 支払金口座振替依頼書